

## 株式会社京葉興業 廃水処理プラント 受入基準

種 類		受 入 で き な い も の
個 別 基 準	汚泥	1. 弊社の判定基準値以上のもの 2. 無機性のもの
	廃油	1. 鉱物系の廃油 2. 引火性、自然発火性のあるもの 3. 動植物性の油脂で高濃度なもの 4. 流動性がないもの
共通基準		1. 次に掲げる事項に該当するもの ① 特別管理産業廃棄物 (pH2以下12.5以上のもの) ② 下水道法に定める制限量を著しく超えるもの ③ コンポストとして施肥した際、植物育成に障害のある成分を含むもの ④ 微生物難分解性のある成分を含むもの (高塩分、合成洗剤等を含む廃水) ⑤ 微生物殺菌性のある成分を含むもの ⑥ 高濃度に有機性成分を含む廃水 (シロップ、乳製品、サラダオイル) ※ 負荷量 (濃度 × 排出量) に応じて検討致します ⑦ 著しく悪臭を発生するもの ⑧ 著しく発色性、又は発泡性を有するもの ⑨ 感染性のあるもの ⑩ 有毒性ガスが発生するもの (硫化水素ガス等) ⑪ 総理府令 (平成7年10月2日 第51号) に定める「金属等を含む産業廃棄物に係る 判定基準」を超えるもの ⑫ 農林水産省告示 (昭和25年6月20日 第177号) に定める制限量を著しく超えるもの 2. 粘性があり、投入ホースから排出不可能なもの 3. 砂、砂利、繊維、ゴミ等を多量に含み、運転設備に支障を与えるもの 4. その他、維持管理に支障がでるもの若しくは、支障が予想されるもの

**株式会社京葉興業 廃水処理プラント 判定基準**

対象物質又は項目	判定基準 mg/L以下	判定実施項目			
		汚泥	廃油		
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと			
2	総水銀又はその化合物	0.005mg/L 以下			
3	カドミウム又はその化合物	0.03mg/L 以下			
4	鉛又はその化合物	0.1mg/L 以下			
5	有機燐化合物	1mg/L 以下			
6	六価クロム化合物	0.5mg/L 以下			
7	砒素又はその化合物	0.1mg/L 以下			
8	シアン化合物	1mg/L 以下			
9	PCB	0.003mg/L以下	(含有)		
10	トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下	(含有)		
11	テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	(含有)		
12	ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	(含有)		
13	四塩化炭素	0.02mg/L 以下	(含有)		
14	1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	(含有)		
15	1, 1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下	(含有)		
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下	(含有)		
17	1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/L 以下	(含有)		
18	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下	(含有)		
19	1, 3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下	(含有)		
20	チウラム	0.06mg/L 以下			
21	シマジン	0.03mg/L 以下			
22	チオベンカルブ	0.2mg/L 以下			
23	ベンゼン	0.1mg/L 以下	(含有)		
24	セレン又はその化合物	0.1mg/L 以下			
25	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下			
26	ほう素及びその化合物	230mg/L 以下			
27	ふっ素及びその化合物	15mg/L 以下			
28	砒素含有量	50mg/kg(乾量値)以下	△	△	
29	カドミウム含有量	2mg/kg(乾量値)以下	△	△	
30	水銀含有量	2mg/kg(乾量値)以下	△	△	
31	ニッケル含有量	300mg/kg(乾量値)以下	△	△	
32	クロム含有量	500mg/kg(乾量値)以下	△	△	
33	鉛含有量	100mg/kg(乾量値)以下	△	△	
34	銅含有量	300mg/kg(乾量値)以下	△	△	
35	亜鉛含有量	900mg/kg(乾量値)以下	△	△	
環境項目	36	総クロム	2mg/L 以下		
	37	銅	3mg/L 以下		
	38	亜鉛	2mg/L 以下		
	39	フェノール類	5mg/L 以下		
	40	溶解性鉄	10mg/L 以下		
	41	溶解性マンガン	10mg/L 以下		
	42	水素イオン濃度(pH)	2を超え12.5未満	○	○
	43	殺菌性物質	検出されないこと	○	○
他	44	微生物阻害性物質	検出されないこと	○	○

1. 弊社処理場は特定廃棄物及び有害物質を含む特別管理産業廃棄物は取り扱いできません。
2. 特定業種及び特定施設に非該当でも上記基準を超過するものは取り扱いできません。
3. 容器飲料は内容物の廃棄物の種類に応じて判定を行います。
4. ○印の判定項目は施設機能上、必須項目となります。
5. △印の判定項目は発生工程により準必須目となります。
6. 「1～25」の試験方法は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年環境省告示13号)」で行います。
7. 「26～35」の試験方法は「下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和三十七年厚生省・建設省令第一号)」に準拠して行います。
8. 「36～44」は発生工程、成分情報により、殺菌性、微生物阻害性物質を判定項目に追加します。